

第 26 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | | |
|---|------------|----------------------------------|
| 1 | 債権の内容 | 生活保護法第 78 条に基づく徴収金 |
| 2 | 債 務 者 | |
| | (1) 主たる債務者 | 足立区江北在住者 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 2, 592, 996 円 |
| 4 | 放棄の理由 | 債務者が自己破産し免責を許可され、回収の見込みがなくなったため。 |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。